

藤井寺改革・創造チームの設置に関する要綱

(目的)

第1条 中堅・若手職員から市政に対する斬新で柔軟な発想の提案を行い、市民ニーズに合った市政運営に寄与するとともに、職員の市政に対する参加意識を醸成するため、中堅・若手職員による藤井寺改革・創造チーム(以下「チーム藤井寺」という。)を置く。

(組織)

第2条 チーム藤井寺は、中堅・若手職員を中心としたメンバー(以下「メンバー」という。)で構成する。

2 メンバーは、市長が指名する職員をもって構成する。

(任期)

第3条 メンバーの任期は、任命の日から同日の属する会計年度の末日までとする。ただし、再任を妨げない。

(検討)

第4条 チーム藤井寺は施策の企画案や執行方法等について調査及び検討を行う。

(報告)

第5条 調査及び検討の結果は、市長等に報告する。

(庶務)

第6条 チーム藤井寺の庶務は、政策推進課において処理する。

(その他)

第7条 この要綱に定めるもののほか、チーム藤井寺の運営に関し必要な事項は市長が定める。

附 則

この要綱は、平成20年6月1日から施行する。

附 則

この要綱は、平成24年4月1日から施行する。